

ルールやマナーを守って受診しましょう

医療機関・医師・歯科医師は、患者からの診療の求めに応じて、必要にして十分な治療を与えることが求められ、正当な理由なく診療を拒んではならないこととされています。

患者を診療しないことが応召義務に反するか否かについて、最も重要な要素は、患者について緊急対応が必要か否か（病状の深刻度）です。

また、次の要素も重要な考慮要素となります。

- ・診療時間内かどうか
- ・患者と医療機関・医師・歯科医師の信頼関係があるか

○診療時間内に受診しましょう

症状が重篤である等直ちに必要な応急の措置を施さねば患者の生命、身体に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、医師は診療に応ずる義務があります。

ただし、診療時間内で緊急対応が必要な場合であっても、専門性、診察能力、当該状況下での医療提供の可能性・設備状況、他の医療機関等による医療提供の可能性（代替性）を勘案し、事実上診療が不可能と言える場合にのみ、診療しないことが正当化されます。

○迷惑行為はやめましょう

診療の基礎となる患者と医療機関・医師・歯科医師の信頼関係が喪失している場合には、新たな診療を行わないことは正当化されます

（例）

- ・診療内容そのものと関係ないクレーム等を繰り返し続ける
- ・支払能力があるにもかかわらず悪意を持って医療費を支払わない
（特段の理由がなく保険診療において自己負担分の未払いが重なっている場合には、悪意ある未払いである場合）
- ・暴言、暴力

原則、患者の年齢、性別、人種・国籍、宗教等のみを理由に診療しないこと、特定の感染症への罹患など合理性の認められない理由のみに基づき診療しないことは認められません。

船橋市医療安全支援センター 047-409-1640
（船橋市保健所 保健総務課内）